

## 告示

### 埼玉県告示第二百三十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 試験の期日及び時間

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

平成三十年七月一日（日）

午前十時から午後五時十分まで

###### (2) 設計製図の試験

平成三十年九月九日（日）

午前十一時から午後四時まで

##### ロ 木造建築士試験

###### (1) 学科の試験

平成三十年七月二十二日（日）

午前十時から午後五時十分まで

###### (2) 設計製図の試験

平成三十年十月十四日（日）

午前十一時から午後四時まで

#### 二 試験会場

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

###### (2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県県民活動総合センター

##### ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、過去の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成三十年四月二日（月）から平成三十年四月十六日（月）まで

（受験申込受付期間内の消印のあるものに限る。）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二—〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

（一）受付期間

平成三十年四月九日（月）から平成三十年四月十六日（月）まで

（二）受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaenic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成三十年四月二日（月）から平成三十年四月二十三日（月）まで

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階  
一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成三十年四月十九日（木）から平成三十年四月二十三日（月）まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号  
埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成三十年六月六日（水）頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaeic.or.jp/>) に於いて公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成三十年八月二十一日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成三十年九月四日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉

建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成三十年十二月六日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。